

令和 3 年 1 月 19 日（火曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和３年１月１９日（火曜日）

出席委員（６名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

欠席委員（なし）

委員外議員 我妻 薫 君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐々木 義 則 君

企画財政課長 佐 野 仁 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊 藤 美 穂 君

令和３年１月１９日（火曜日） 午前９時３０分 開会

１ 開 会

２ 委員長挨拶

３ 議長からの諮問

美里町議１月会議について

１）議案等について

報告１件

議案 2 件（補正予算 1 件、その他 1 件）

同意 2 件

委員会中間報告 1 件

2）会議の期間及び議事日程について

期間 1 月 2 1 日（木） 1 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

○委員長（村松秀雄君） それでは、定時でございますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

まず、挨拶でございますけれども、本当に今日は座ってすみません、地吹雪がなっております。10例目のコロナも昨日発表されましたけれども、皆さんも体に十分注意して、寒暖の差が激しいようでございますので、風邪など、風邪、インフルエンザまだかかっている方いないということなんですが、よほどコロナに対する対策ができているんだろうなというふうに思います。普通の風邪についてもご注意をお願いいたしたいなというふうに思います。

それでは始めます。

当委員会、全員出席ですので委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員としての副議長の出席を求めています。

早速、議長からの諮問につきまして、大きく2つあります。最初に1)の議案等についてから御説明をお願いいたします。今日は執行部からは総務課長さんと企画財政課長さんに御出席いただいておりますので、御説明のほどお願いいたします。では、総務課長さん。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、おはようございます。本議会につきましても御指導よろしくお願い申し上げます。

今回の1月会議につきましては、報告1件、議案2件、それから同意2件を町長のほうから提案するものでございます。まず、報告のほうから説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

それでは、報告第16号専決処分の報告についてでございます。専決処分の内容は、町営住宅使用料の権利の放棄についてでございます。町営住宅使用料の未収金のうち、41件、51万9,700円につきましては、債務者は1人で、その債務者が死亡し、当該債務者に相続人はなく、かつ財産もないことから、債権の回収が不能となったものでございます。債務者にはこれまで再三の催告を行ってまいりましたが、平成28年7月20日に死亡しております。その後、相続人等の調査を進めてまいりましたが、全ての相続人が相続放棄しており、債務者には財産もないことから、未収金を回収できる見込みがないと判断したものでございます。これら41件の未収金総額51万9,700円につきましては、実質的に債権としての経済的価値が完全に消滅していると認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により、権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上よろしく願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 専決処分でございます。お一人の方ということで平成28年に亡くなられておったということでの説明でございました。これについて何かございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） これ180条なので報告で終わりということになるわけですが、それで今までもそうなのですが、住宅使用料の関係で全協で説明したときもあるし、今回のように何もないというようなこともあるんですが、これは12月末で専決をしたということですね。それで、平成26年までの分ということのようですが、平成23年度は4 か月は納めたということでしょうから、あとは平成24年度は2 か月、平成25年度は1 か月納めたと。それで、単純にその件数でこの債権額を割っていいんだかどうかあれですけども、平成25年度については、1 か月あたりにすると、まるきり金額が変わって、高額というかまずね、なってくるんですね。これはあくまで住宅使用料だけという解釈でいいのかな。そのところちょっとどうなのかなと。

○委員長（村松秀雄君） 平成25年度について金額が突出しております。ほかの年度との整合性はどうかということなんですが。まるきりの住宅使用料のみだったら、毎年年度別に違うんだよね、大体1万円くらいのはずなんだけれども。

○総務課長（佐々木義則君） お話のとおり、今回の債権の部分についてはあくまで住宅使用料ということになります。住宅使用料については、債権額の計算等については所得等も加味するケースもありますので、毎年同額ということではございません。ただ、ちょっと平成25年が確かに金額大きくなっていますが、ちょっとその部分細かい内容については、そこまで把握現在しておりませんので、どうしますか。

○委員長（村松秀雄君） 課長、やっぱりこれ専決だけなので、質疑等がないので、その辺ははっきり説明の中でお話しされるか、ないとなぜなんだろうというふうに、ここだけ19万円になっているから、純粹たる住宅使用料にしては。

ちょっと休憩します。

午前9時38分 休憩

午後9時43分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。総務課長さんどうぞ。

○総務課長（佐々木義則君） 時間をいただきまして、すみませんでした。ありがとうございます。

す。

まずこの未収金の金額については、先ほどお話ししたとおり、町営住宅使用料のみの部分になります。それで、平成25年度の部分が債権額が大きくなっておりませんが、こちらにつきましては、入っている方の所得の関係で、この年につきましては、平成25年度につきましては月額料金が1万8,100円といった料金設定になっていることから債権額が大きくなっております。なお、11件ということで11か月分ということではなくて、一部、1か月分は納入済みでさらにもう1か月の部分については一部分納されているところがありまして、単純に11か月分ではないということで、正確に割り切れない数字となっているというところでございます。平成26年、それ以外の部分については月額1万1,100円の住宅使用料となっているということでございます。（「委員長いいかな」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） それで、確かに割ってみればその近くの金額にはなるんだけど、ただこの方の場合なんだけど、結局納付相談とかそうやっていろいろ相談しながらやってきたんでしょ、さっきの話だと。にもかかわらず、例えば平成25年度今所得があって、結局7,000円ぐらい月上がっている金額なんですよ。にもかかわらず、やはり納付はされないということがあったようなので、このような結果になったということでしょうから、だからそのときの納付相談の約束の仕方というか、守らないのが一番悪いんだけど、ただそういうところの関係というのも本来であればもう少し説明をしてもらわなければならないんじゃないのかなというのが1つね。

それと、平成28年7月に亡くなられたということなので、亡くなるまでこの方は町営住宅にお住まいだったんですか。そうすると、今後また残りの年月の分については、債権の放棄が出てくるということよろしいのかな。

○委員長（村松秀雄君） その辺、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、御説明申し上げます。お話のとおり、この方につきましては、亡くなられた平成28年7月20日まで町営住宅のほうに入居されておりました。それで、先ほどお話しあったとおり、納付相談等行っておりまして、平成27年度、さらには亡くなるまでの平成28年度につきましては、全て納付済みということになっております。新しいもののほうから納めていただくといったような手段を取らせておった経過で、新しいもののほかに古い部分の未納についてということでも分納をお願いしていたところでしたが、亡くなってしまったということで、さらには相続人も全て相続放棄といったことで今回のこういった権利の放棄

に至ったといった経過でございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 分かりました。じゃあ、この方については平成28年度亡くなられるまでの分については、今後発生しないということによろしいんですね。（「そのとおりでございます」の声あり）それで、委員長すみません。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 私もうちに帰って夜ちょっとこれを見たものでしたから、もっと早くに見られればよかったんですが、配付になったときに。昨日せっかく全協したんですが、今後のためにですよ。ですから、これ180条であくまで議会では認めているものですが、そういう機会があったのにもかかわらず、説明というかそういう議会に対しての今までもしたときと、しなかったときあるとは言いましたけれども、なぜしなかったのかと。

○委員長（村松秀雄君） 昨日あったにもかかわらずということでございます。総務課長さん、その辺の配慮はいかがでしょうか。

○総務課長（佐々木義則君） すみません、私のこれまでというかここに来ての記憶になるんですけども、これまで議案に関してのいわゆる権利の放棄の部分については、逆に全員協議会を開いて御説明をさせていただいていたかと思います。ただ、逆に180条の専決処分につきましては、に関わるものについては権利の放棄等について、多分全員協議会でこれまでも説明はしていないのではないかというふうに思っております。議員さんお話のとおり、かなり内容が複雑なケースもあるということで、これまでについては町長にある意味権限を任せられた部分とあったところの専決処分ということでの考え方でそういった取扱いをさせていただいてきたとあったこととございますが、お話のとおりかなり内容等について、やはり理解をするのにはもう少し詳しく説明ということであれば、今後そういった部分については町長等とも協議いたしまして、検討させていただきたい、対応についての検討をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員、よろしいでしょうか。

○委員（吉田眞悦君） 確かに、議案とその報告だけで終わるといふ、議会として確かに180条では町長にそれでいいですよということでの認めている議会のほうでは委任しているということです。ただ今までも何回かあったんですけども、今検討してみますということですけども、やはり専決であろうとも説明というか、極力、ケースバイケースはあろうかと思いますけれども、そういうことで行かないと、なかなか議会では委任しているからそれで終わりです

よというようなことで本当にいいんだかどうか、うちのほうでも考えなくちゃいけないけども。
まず、少しお互いに検討してみましょう。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。町長等のほうで協議よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかございますでしょうか。（「なし」の声あり）なければ、休憩します。

午前 9 時 5 1 分 休憩

午後 9 時 5 3 分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

では、議案第71号美里町一般会計補正予算の御説明をお願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。本議会につきましても、よろしく御指導のほうお願ひしたいと思ひます。座って説明させていただきます。

私のほうからは、議案第71号令和2年度美里町一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては3ページから、資料編につきましては2ページからになります。

まず、最初に議案書の4ページ、お開き願ひます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億8,660万4,000円といたしております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

初めに、歳出でございます。

議案書の15ページ、16ページ、お開き願ひます。15、16でございます。

2 款総務費に198万4,000円追加いたしました。

1 項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策費にウェブ会議システム構築に関わる光回線等新設工事請負費84万円追加いたしました。

4 款衛生費に437万7,000円追加いたしました。

1 項保健衛生費の新型コロナウイルス感染症対策費に、新規に新型コロナウイルスワクチン接種事業を設け、健康管理システム改修業務委託料121万円、接種券作成等業務委託料207万5,000円それぞれ追加いたしました。

7 款商工費に258万7,000円追加いたしました。

1 項商工費の新型コロナウイルス感染対策費に総合案内所空調設備設置工事請負費258万

7,000円追加いたしました。

8 款土木費に522万円追加いたしました。

2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に除雪業務委託料500万円追加いたしました。

次に、歳入についてでございます。

前のページ13ページ、14ページお開き願います。

14款国庫支出金に894万8,000円追加いたしました。

2 項国庫補助金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金457万1,000円、衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金437万7,000円それぞれ追加いたしました。

18款繰入金に522万円追加いたしました。

2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に522万円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 補正予算については、ただいま御説明のあったとおりでございます。

これについて何かありますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 新型コロナウイルスワクチンの接種事業なんですけれども、昨日の報道で医療従事者の方にまず最優先にすることということで、2月からということなんですけれども、今回間に合わないということでもいいのかな。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 医療従事者の接種につきましては、市町村ではなくて県の保健所を中心としてそちらのほう動いております。市町村の義務としましては、まず今回補正予算上げさせていただきましたが、65歳以上の高齢者の方にまず予防の接種券、こちらを3月中に発送するという業務がまず国のほうから示されておりますので、まずこちらのほうを市町村の事務としてしっかり取り組んでいくことになっております。医療従事者の接種の件については、国のほうから特段市町村のほうには、業務として示されておきませんので、今回の補正予算については計上は行っておりません。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。コロナワクチンについては、町民で65歳以上の町民対象、発券、整理券なんですかね、これは。受ける券なんですか。

○企画財政課長（佐野 仁君） 接種券ですね。

○委員長（村松秀雄君） 接種券だから受けるための券ですね。それを持っていけないと受けられないということになるわけですね。ほかございますでしょうか。副委員長。

○副委員長（平吹俊雄君） 総合案内所なんですけれども、これ駅前だと思うんですけれども、こういう設備はなかったんですかね。空調。

○企画財政課長（佐野 仁君） こちらのほうにつきましては、既存のものはございました。ただ老朽化に伴いまして、ＪＲ側のほうで撤去を行うということがございましたので、やはり町の顔であります小牛田駅の総合案内所でございますので、冷暖房のエアコンが必要だということで、なおさらコロナ対策として換気が求められております。そちらのほうでやはりちゃんとした空調設備が必要だということで今回計上のほうをお願いしております。以上でございます

○副委員長（平吹俊雄君） もともとあったということなんですけれども、これ町で一切ＪＲからは何もない、ＪＲの工事の一部の負担金なんですか、これは。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） こちらにつきましては、ＪＲ側に委託するものではなくて、町で直接空調設備を設置するための工事請負費でございます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。ほかございますでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、次に参りたいと思います。議案第72号財産の取得についてでございます。これ昨日全協でも御説明ありました議案でございます。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第72号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書につきましては、17ページから、資料編につきましては4ページからとなります。

本議案につきましては、令和2年度美里町立小学校教員用教科書及び指導書の購入に係る財産の取得についてでございます。

学習指導要領の改定により、小学校の教科書の採択替えが行われたことに伴い、教員用教科書及び指導書を購入する必要がある、令和元年度美里町議会3月会議において令和2年度美里町一般会計予算の議決をいただき、令和2年4月1日に令和2年度美里町立小学校教員用教科書及び指導書に係る物品購入契約を随意契約により締結いたしました。しかし、この物品購入契約は、予定価格が700万円以上となる契約であることから、議会の議決を得るべき財産の取得に該当するものでございましたが、その手続を失念し、物品購入契約を締結してしまったことから、今回議会に議案として提出し、追認の議決をお願いするものでございます。

令和2年度美里町立小学校教員用教科書及び指導書を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日教育総務課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 議案第72号につきましては、以上のとおりでございます。これでよろしいですか。皆さんまだ何かちょっと文章等で気になるところございますでしょうか。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 文章じゃないんですけれども、もう少し説明が（「マイク」の声あり）説明がどれほどしていただけるかちょっと分からないんですけれども、これ一般の行政行為じゃなくて、民法上の契約行為ということでまずいいですよ。よろしいですよ。そうすると、契約行為でありながら、これは財産の取得についての追認ですよ。追認によることは、今契約締結をしましたと、こういうふうに説明をしてくれました。締結をしましたということは、この議決されるまでの間、その間の状態がどういうふうに考えればいいのかと。それから、基本的には議決されて初めて追認の効力が出てくるはずなので、一般にはですよ、民法上は。ですから、その辺のことをもう少しよく説明していただかないと、分からないんじゃないかと。私も分からないから聞いているんですけれども。その辺どうなんですかね。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長さん、今随契で終わってからあさっての議会までの間の契約行為というのは、成立しているのか、していないのか。どういう処理を、多分処理は全部支払いまで済んでいるというふうに考えるんですけれども、ただ単なる議決追認だけでいいのかということですよ。

○委員（千葉一男君） 今既にもう現実には契約したという説明もしているんだから、気持ちだけは契約しても実態は発生しているんだけれども、法律上の処理として、そうすると契約したと取れる説明しておいて、現実には議決をされてから追認というのは、こういうのは発生するんですよ、一般的にですよ。民法上は。そうするとその間のやつはどういう状態なんですかということですよ。

○委員長（村松秀雄君） 休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午後10時06分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 今回の契約関係については、契約上、民法上の話をさせていただければ、この契約自体は有効といった扱いというか、考え方になります。ただ、行政の手続と

しては、本来議決を得るべきものでございますので、その部分を行っていないということで、行政手続的には違法と、手続的にはないよというような取扱いということになります。そういったことに関しては、民法上は先ほど言ったとおり、契約上は有効な手続になるということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 有効であると。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 有効であるということは、「千葉さん、マイク」の声あり）要するにこの契約当事者は、町長そのもので出ているわけですね、契約書が。だから有効ということですね。そうですね。町長という名前で契約行為を一応しているから、契約は問題ないと。契約そのもの、民法上はね。何を言いたいかというと、そういうやつが追認とかなんかが初めて出てきたんじゃないかなというようなこともあるので、よく分かるように説明してもらったほうがいいんじゃないかなと。今のやつなんか民法上の契約行為は一般に言う民法上の行為ですと。しかし、それは瑕疵は何もないんだけど、その上ではね。しかし、行政手続上はこういう瑕疵があったというふうに説明してもらったほうが分かりやすいんじゃないでしょうか。でないと、民法上でやって今瑕疵がとここに書いてありますから、遡及効果で何か別の法律があるのかどうかというのも疑問として残りますしね。私そういうふうな心配がちょっとあります。

○委員長（村松秀雄君） 説明のところですね。契約上は問題ないと、ただ行政手続については瑕疵があったという部分ですよ。

○総務課長（佐々木義則君） 今話あったとおり、行政手続的に瑕疵がございます。そういったことで、今回の議会のほうにこれは裁判判例の部分になるんですけども、議会の議決を追認すれば治癒されると、手続が本来は議決を得て、仮契約で議決を得て契約という部分について、そこを経ないで契約を締結したということでございますので、その部分が議会の追認を得ることにより、治癒されるといったことでございますので、その部分については詳細説明のところでその辺についても説明するようにしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） 千葉委員、マイク、マイク。

○委員（千葉一男君） 仮契約という表現がありましたね。仮契約というのはどこの位置付けでしょうか。

○総務課長（佐々木義則君） 本来の正規の手続からしますと、相手方と仮の契約を結んで、いわゆる議会の議決を得てそれが仮が取れる、正式な契約が認められるということでございますので、本来の手続としては仮契約を締結して議会の議決を得るということでしたが、今回につ

いては仮契約ではなくて、あくまでも町長と業者と民法上のいわゆる契約手続をしてしまった
ということでございます。（「随契をしたと」の声あり）随意契約をしたということです。

○委員（千葉一男君） 仮契約なんて言われると、また別な疑問が出ちゃうわけ、今のようね。
ちょっとこれはもっとどんどん広がっていくわけ、質問が。その辺をちょっと丁寧にやってい
ただくと。

○委員長（村松秀雄君） その説明の中の流れですよね。昨日の全協のほうでも大分文章で入っ
ていますし、今総務課長さんの説明があったとおりの流れでは来ているので、ある程度は理解
できるんでしょうけれども、法律上と問題があったということと、行政上手続が不備であった
ということを丁寧に説明していただければ、いいんじゃないかなと思います。

○委員（千葉一男君） ちょっと休憩してくれますか。

○委員長（村松秀雄君） 休憩いたします。

午前 10 時 12 分 休憩

午後 10 時 16 分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

先ほどの答弁について、総務課長さん再度お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） すみません、先ほどの中でいわゆる議決を得ない契約については
有効なのかと、民法上も含めて有効なのかということでしたが、議会の議決を得ない契約につ
いては無効と、基本的には無効ということになっておりまして、それを議会の追認を受けるこ
とによって有効となるということでございます。先ほどの発言訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） ただいま総務課長さんのほうから発言の訂正がございました。訂正さ
せてもらってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）じゃあ訂正をいたします。

じゃあもう 1 回戻して千葉委員、再度。マイク使ってね。

○委員（千葉一男君） そうすると、契約行為が成立していないということでもいいですね。一般
的な民法上。そうすると、今日までの議決のあるまでの間、実態は仕事進んでいるわけでしょ
う。それは、どういうふうになるんですか、表現するんですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長さん。

○総務課長（佐々木義則君） 先ほどもお話したところでございますが、現在は手続に関しては
議会の議決を得ていないというところでございますので、手続的には違法行為に当たるわけで
ございますが、今回議会提案させていただいておりますが、それらを追認いただくことにより、

有効な手続に変わるということになるということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 追認で可となるということでございます。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 効力が出るということですね、今の説明ですとね。だけれども、初めてそれは議決を、追認の議決を受けて初めてそうなるんであって、今の実態はまだそこまで行っていないわけですね、議会通っていないままなんですから。その状態はどうか。例えば極端なことを言ったら、この状態の中で火事になってその本が全部燃えまして、この負担はどこが負担するんですか。

○委員長（村松秀雄君） 例えばなんですかけれども、その責任所在ですね。教科書及び指導書についての紛失等、なくなった場合の責任はどこに発生するのかということなんです。

○総務課長（佐々木義則君） 当然、実際は現在町のほうでそれは使用しているわけですので、当然その部分については町で負担すべきものということになると思います。

○委員長（村松秀雄君） 千葉委員。

○委員（千葉一男君） さっきの説明の中で、町長がサインしているので、取りあえず民法上の行為上は所有権の移転はあったというふうに僕は受け止めたわけ。成立していますと言ったから。それはそれで論理だよなと思って。だから、基本的には行政訴訟なんだ、多分、行政手続上は問題なのであって、民法上の所有権の移転はもう既に発生しましたと。だから、責任は役場ということじゃないけれども、そのところについてはその辺のところがあやふやなんじゃないかなと私思っているんですよ。私は今。そういうふうな難しい問題まであるということ職員にまずよく教育していただきたいんです、僕は。あの説明では、研修会やれば直るような言い方ですよ。本当に私から見たら、考えられないことを同じことを何回もよく言うよというように僕は感じました。休憩ですから。ただそういうことですよ、言いたいのは。（「再開している」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 前言の部分については削除させてもらっていいですか。

○委員（千葉一男君） いいけれども、私休憩してと頼んだ。

○委員長（村松秀雄君） 再開したよね。再開していますので。

○委員（千葉一男君） そういうのをよく分かるように説明してもらいたいのと、やっぱり職員の教育徹底していただきたいというふうに思います。それだけ。

○委員長（村松秀雄君） 説明と、職員の教育ですね。ほかございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） ちょっと昨日も全協で説明はありました。今千葉委員からもいろいろ出ていましたけれども、それで委員長、ちょっと御相談したいんですが、めったにないケースで

こういう追認というのが。それで、議会の追認を得た場合にはその瑕疵が治癒されるという判例もあるという説明なんですよ、今後の対応の中に。それで、それを有効に契約を履行して今はもう使っているからあれだけでも、それをきちっとした手続をもって有効契約にしますというのが今回の議決案件ですよ。だから、それで委員長、判例というのをちょっとここでコピーなりしていただいて1回確認を議運の中でして、もしその後に皆さんに明日の資料としてまず出すというような仕方もあるんじゃないかと思いますので、ちょっとここで確認をしたらいかがですか。まず最初。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員のほうから判例ですね、追認の判例が説明の中であったと、それをコピーできれば頂いて、検討したいということなんですが、総務課長さん、それについては出ますでしょうか。

○総務課長（佐々木義則君） 大丈夫です。

○委員長（村松秀雄君） じゃあ休憩取りまして、人数分コピーお願いしたいと思います。休憩します。

午前10時23分 休憩

午後10時49分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

総務課長さんのほうから判例のほうの資料を頂きました。これについて協議をしたいと思います。この資料についてどこまでの部分を皆さんに配っていいのか、もしくは全然なしで議運だけでこの判例を処理していくべきものなのか、ちょっとお話を伺いたいと思います。委員の皆さんいかがですか。82、83ページの部分、83だけか。91、92のところですね。その後もあるんですね。84までだね。83、84、この部分について全体じゃなくて、半ページずつ、小さいやつだからね、A4、1枚で収まるんじゃないかしらね。資料としてこの部分、83ページ、84ページの部分ですね。これを1枚にして当日配付ということになりますけれども、そういう形をお願いして、委員の皆さんよろしいですかね。（「はい」の声あり）じゃあ、総務課長さん、企画財政課長さん、そういうことで当日局長、机の上でいいですね。（「議席の上に」の声あり）じゃあ議席の上に当日配付、始まる前ですね、配付していて、あと局長説明で追加資料ということで載せたということで話していただきます。

では、次、吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） これあくまで追認の議案なので関係なくなってしまうので、今お聞きし

ますが、青生小学校の分がこれに入っていないですね。それで、青生小学校の分については幾らの経費なんですか、まず。消費税含めて800万円、プラス青生小学校の分を入れてそれで美里町しての合計額でしょうから。

○委員長（村松秀雄君） 青生の金額ですね。ちょっと関連で青生小学校のほうの教科書、指導書についての金額分かればお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、青生小学校の部分の金額を申し上げます。青生小学校の部分については110万2,103円ということで契約を行いまして、教科書、指導書を購入しております。これは昨日もお話申し上げましたが、大崎市松山にございます藤本米穀店と契約を結んで購入しているということでございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） じゃあそうしますと、これは消費税込みでしょうから、そうすると今回の改定に伴う教科書、指導書等については全部で910万円ほどかかっているということなんですよ。

○委員長（村松秀雄君） それでよろしいですか。

○総務課長（佐々木義則君） そのとおりでございます。

○委員長（村松秀雄君） 910万円ぐらいということです。

○委員（吉田眞悦君） ちょっと委員長、申し訳ありません、休憩をお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午後11時01分 再開

○委員（吉田眞悦君） 再開をいたします。

ほかございませんでしょうか。福田委員。マイク。

○委員（福田淑子君） まず、これ定期監査前に、定期監査を受けた後の話ですか。

○総務課長（佐々木義則君） 監査を受ける前の話です。

○委員（福田淑子君） それであと契約は無効になるというお話だったんですけども、物品購入契約書が資料として添付になっております。だとすれば、この契約書は添付できないんじゃないかなと思うんですけども、契約そのものが無効になっているという話だったのですね。

○総務課長（佐々木義則君） 今現在では議会の議決を経ていないということで、この契約書については無効というか、今の状況ではそうなりますが、今回の契約を議決いただくことにより

まして、逆に4月1日にさかのぼって有効な書類になるというようなことですので、資料といった形で添付させていただくということです、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） だから、無効になるという話を先ほどされたので、契約そのものが無効であればこの契約書だって無効に一旦しなきゃないんでないかなと思うんです。いかに追認とはいえ、この契約書そのものが生きるということになるんですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 議会の議決を得ることによりまして、この契約書有効となるというのでございます。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） ですから、議案として出てきた時点で契約書があるというのは、いまの話とちょっと合わないんじゃないかなと思うんですけれども。契約書は仮契約だったらいんですよ、これがね。議案なので認められた時点でしかこれはならないというものを添付するというのはちょっと合わないような気がするんですけれども。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） そういったことで、提案理由というか理由等にも書かせていただいておりますが、追認議決を受けるものだということですので、今回この契約書についても追認といったことでお願いしたいということですのでございます。

○委員長（村松秀雄君） 追認の資料としての部分ということですよ。これがないとじゃあ内容はどうかというのが把握できないとは思いますが、福田委員。資料だからね。（「了解です」の声あり）千葉委員。

○委員（千葉一男君） 追認という言葉がどこまで何を指すかというのをちゃんと明確にして、追認ですから過去にあった瑕疵に対して追認を、それをなかったことにするということなんだからね、そういう説明きちっとしないと、ここまで入るんですよ。当然したんだから1回これ。相澤清一と書いてあるんだから、この人たちが。個人的には契約書として成立していますからね。その辺をよく調べながら回答していただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（村松秀雄君） よろしく願いいたします。ほかございますでしょうか。（「なし」の声あり）なければ、次に参ります。

同意でございます。同意4号、5号と2件続きますので、よろしく願いいたします。では、4号のほう、教育委員会の教育長の任命についてでございます。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、同意第４号教育委員会教育長の任命についてでございます。

議案書につきましては、18ページ、資料編につきましては、10ページからとなります。

教育委員会教育長として大友義孝氏を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第２項の規定により再任したいことから、同法第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項の規定により、令和３年２月20日から令和６年２月19日までの３年間でございます。なお、同氏の経歴につきましては、説明資料11ページの資料の内容のとおりでございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） 現教育長の再任の同意でございますね。これについては説明だけでよろしいと思いますが、よろしいですね。（「はい」の声あり）

じゃあ次、第５号の教育委員会の委員の任命でございます。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、同意第５号教育委員会委員の任命についてでございます。

議案書は19ページ、資料編につきましては12ページからとなります。

教育委員会委員として佐藤キヨ氏を任命したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項の規定により、令和３年２月20日から令和７年２月19日までの４年でございます。なお、同氏の経歴につきましては、資料編の13ページのとおりでございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。新たにということですね。佐藤キヨさん、女性の方ですね。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、一応議案のほうはこれにて終わります。ちょっと待っていてくださいね。

最後に総務、産業、建設委員会のほうから委員会の中間報告書が出されております。中間ということで、公共施設マネジメントとについての研究報告書でございます。よろしいですね。

それでは、ここで１）の議案等についてを終了させていただきます。両課長さんありがとうございました。

午前１１時０８分 休憩

午後 11 時 09 分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

次、2) 番の会議の期間及び議事日程についてでございます。

議事日程につきましては、お手元の配付しております議事日程の紙がありますが、1月21日10時開議の1日間といたしたいと思いますが、この順番ですね、問題ないか、これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、日程8、最後ですね、産建の委員長さん、中間報告ということでお願いいたします。

では、一応諮問については終わりました。

では、4番のその他ということで、事務局のほうからありますか。（「ないです」の声あり）事務局のほうはないということで、昨日源泉が出せますよと、出ますよと、忘れず申告してくださいということでございましたので、よろしくお願いします。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

副委員長、御挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 寒い中、大変御協議、御苦労さまでございます。ようやく冬らしくなったんですが、これが普通のこの辺の地域の気候かなと思っておりますが、ただ来週からまた暖かくなるということでございます。それから、今年は丑年でありまして、我が町のキャラクターがみさとまちこちゃんでございます、これも女の子の牛でございます。そういうことで、今年はいろいろな年になるのかなと思っておりますが、みさとまちこちゃんがますます活躍して、この美里町を売っていただきたいなと、こう期待しているところでございます。そういう意味でも議員として襟を正していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力お願いしたいと思います。

大変今日は御苦労さまでした。

午前 11 時 12 分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年1月19日

委員長